

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第26号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造計算適合性判定等)</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書面を施行規則第8条の申請書に添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合 同条第7項の適合判定通知書又はその写し</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合 同条第6項の適合判定通知書又はその写し</u></p>	<p>(構造計算適合性判定)</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が、<u>基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合にあっては、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを施行規則第8条の申請書に添えなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。